



〒101-0065 東京都千代田区西神田3-1-2ウインド西神田ビル502
発行所 一般社団法人全国牛乳流通改善協会
TEL.03-6380-8021 FAX.03-6380-8435
e-mail: mail@zenkaikyou.or.jp U R L : www.zenkaikyou.or.jp
X : @zenkaikyou facebook: 全国牛乳流通改善協会

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

令和七年 新春のご挨拶



一般社団法人全国牛乳流通改善協会
会長 木納 雅康

新年あけましておめでとうございます。令和七年の年頭にあたりまして、全国の加盟店さまはじめ関係者の皆さまに謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、日頃皆さまから賜りました格別のご支援、ご協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

毎年、「今年は穏やかな年となるように」と年の初めに願うのですが、それに反して年を重ねるごとに予想もしないような大きな動きが頻発するように思えます。せめて私どもの業界はいい方向に向かってほしいものだと思いますが、それも思うように行かず、経済環境、特に酪農家さんを取りまく諸状況のすべての面にわたって明るい話題が少なかったのは残念な

ことでした。

国内では、元日早々から能登半島を未曾有の大きな震災が襲い、一向に復興が進まないうちに、非情にも9月に豪雨による水害が被害に追い打ちをかけました。「能登はやさしや土までも」といわれた穏やかな土地が無残な姿になり、住民の方々の物質精神両面で受けた打撃は計り知れませ

ん。被害に遭われた方々の心労が一日も早く終わりますようお願い無し申し上げます。また気象もますます苛烈さを増し、酷暑は11月でも夏日を記録する日があったほどですし、線状降水帯もこれまでにない頻度で発生し各地に被害を及ぼしました。政治経済では、本年は実質



紙面から

- 新春のご挨拶 (1面)
- 政府等の助成金・支援策について (2、3面)
- インフォメーション (4面)

GDP成長率が昨年より多少プラスになり、国内需要は底堅く推移するとの予想があります。いっぽう、パートさんの労働力に大きく頼っている私たちにとって、昨秋以降来年の年金制度改正まで続くことみられる「年収の壁」は切実な問題です。議論を尽くして、雇用する側の人材不足や負担増、逆にパートさんの働き控えにつながる手取りの減少とならない政策決定をしていただきたいものです。そしてトランプ大統領の返り咲き

をはじめとする大谷翔平選手の記録を塗り替える数々の快挙に触れないわけにはまいりません。いくつかのネガティブな要因があったうえでのあの活躍は、我々常人とは別の次元のものであり、もはや目標にもなり得ません。オリンピックやパラリンピックでの各国選手の活躍は、スポーツ選手のイメージが、以前のストイック一辺倒から、競技を楽しむながら対戦するなど、明らかに時代が変わってきたことを実感させるものでした。

さて酪農乳業界においては、なんとと言っても牛乳乳製品の消費が伸びることが、本年令和七年も第一の命題であります。これにより加盟店の皆さまの環境もよりいっそう向上し、それにより消費も伸びるといふ好循環が期待できます。この命題に向けて全改協も活動を続けてまいります。

も、影響は不透明であり、円安傾向、円高傾向どちらの予測もあり、見極められません。経済が安定すること、また、極端な保護貿易に走り、これ以上輸入飼料や燃料価格への影響が出ないことを願うばかりです。昨秋に「核兵器が二度と使われてはならないことを証言を通じて示してきた」として、唯一の被爆国である我が国から粘り強く核兵器廃絶を訴え続けた日本被爆協にノーベル平和賞が贈られたのは喜ばしいことですが、実際には、

私たちの重要な事業である「牛乳販売店優良事例発表会」も今年度で

地域の安全に「地域安全パトロールステッカー」を！
凶悪な強盗犯罪が多発する物騒な世の中になってきました。不審な電話や訪問には応対しないことが大前提です。そして、全改協で作成した「地域安全パトロールステッカー」などもある種の警戒、抑止力になる可能性もありますので、宅配のお客さまへもご案内させていただきます。有償でお頒けいたしますので、詳しくは全改協事務局にお問い合わせください。



謹賀新年

自然の恵みを楽しむ方へ

おいしい 雪印メグミルク牛乳

低温脱気製法
低温でやさしく酸素を除去してから殺菌することで生乳本来の「おいしさ」を保つ技術です。



MBP

カルパワー

1日分のカルシウムと鉄分
栄養機能食品(鉄・葉酸)

ビタミンD 葉酸 ビタミンB12 低脂肪

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

事業承継に「中小機構」を利用しませんか

「中小機構」(独立行政法人中小企業基盤整備機構)は中小企業に対する幅広い支援を実施している国の機関です。

中小企業のための情報提供、専門家による講習会、中小企業の事業承継に向けたサポートを行っているので、利用しましょう。

牛乳販売店の皆さまが頭を悩ませている事業承継について、準備や計画的な取り組みかた、手順の説明や、事業価値を高める見せ方、そして実例などを多数紹介しています。定期的にフォーラムを開催しており、そのレポートも掲載されています。地域ごとの支援拠点の紹介もあります。「どうやったらいいのかわからない」「失敗したくない」「どこか相談先はないか」など現在お悩みのかた、またこれから備えたいというかた、ぜひ一度見て、そして準備されている策を利用、活用しましょう。

中小企業事業承継ポータルサイト：<https://jsf.smrj.go.jp/>

労働問題についての相談、解決のための情報は「総合労働相談コーナー」へ

職場の様々なトラブルについて、相談を受け付けたり、解決に役立つ情報を提供しているのが「総合労働相談コーナー」です。たとえば雇用、募集・採用、賃金、職場内でのパワハラやいじめ、さらには性的問題など、あらゆる分野の労働問題について、事業主、労働者どちらからでも気軽に相談できる窓口が総合労働相談コーナーで、47すべての都道府県に複数の窓口があり、ほとんどの都道府県に女性相談員がいる窓口があります。専門の相談員が、面談もしくは電話で対応し、予約不要、利用は無料です。相談者のプライバシー保護に配慮した相談が行われますので、安心して利用できます。

各地の所在地は <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html> を参照してください。

政府等の助成金・支援策を積極的に 利用しましょう(令和6年度分)

物価高騰、円安、労働力問題など加盟店の皆さまの経営環境の苦しさを少しでも軽減できるよう、全改協だよりではこれまで助成金や支援策をご紹介しております。

国(政府)、都道府県、地域の商工会議所、そのほかいろいろな機関等で助成や支援を実施していることは知っているがなかなか見つけられない、探す時間もない、どうやって探せばいいのかわからない、という場合のお役に立てますよう、一部になりますご紹介いたします。これらをヒントにご自分のお店に合うものを探しだし、経営にお役立てください。

助成金を受けるためには、細かい要件、書類作成などの手続き、審査などがあることにご注意ください。

また、あなたのお店がすべてこれらの助成金の対象であるというわけではありません。詳しくは各自でお調べください。

これ以外にも助成はあります。各自で厚生労働省のホームページ、または「雇用・労働分野の助成金のご案内」の冊子をお調べください。

I 雇用関係助成金

A 雇用維持関係の助成金

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた際、休業、教育訓練、出向などで労働者の雇用の維持を図る事業主が対象

①休業 休業手当等の2/3

②教育訓練 賃金相当額の2/3 プラス 1人1日あたり1,200円

B 再就職支援関係の助成金

早期雇入れ支援コース

リストラされ、「再就職援助計画」「求職活動支援書」の対象者である等の労働者を、離職翌日から3ヶ月以内に雇い入れた事業主 30万円

C 転職・再就職拡大支援関係の助成金

中途採用拡大コース

中途採用者の採用を拡大(*)した事業主が対象(*:所定の計算式に基づく中途採用率の計算が必要)

①中途採用率を拡大した場合 1事業所当たり50万円

②45歳以上の中途採用率を拡大した場合 1事業所当たり100万円

D 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

～近年特に話題になる、「仕事」と「家庭」に関する助成金です。～

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業を取得しやすい環境整備を行い、出生後8週間以内に実際に男性労働者が利用した場合の事業主に支給されます。

第1種

男性労働者の育休取得率が、上の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した場合の事業主に支給されます。

第2種

育休取得1人目20万円、2人目から3人目まで10万円

1事業年度以内に30%以上上昇した場合 60万円

2事業年度以内に30%以上上昇した場合 40万円

3事業年度以内に30%以上上昇した場合 20万円

介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、それに基づいて介護休業を取得した労働者が生じた場合、また仕事と介護を両立する制度(介護両立支援制度)を利用した労働者が生じた事業主に支給されます。

①介護休業

・休業取得時

30万円

・職場復帰時

30万円

②介護両立支援制度 30万円

育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを策定した職場で、それに基づいて育休を取得し、その後復帰した労働者が生じた事業主に支給されます。

①育休取得時 30万円

②職場復帰時 30万円

不妊治療両立支援コース

不妊治療のための休暇制度や時差出勤、フレックスタイム制度などを制定し利用させた事業主に支給されます。

①環境整備、休暇の取得等 30万円

②長期休暇の加算 30万円

E 雇入れ関係の助成金

特定就職困難者コース

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母、障がいを持つ人、ウクライナ避難民など、以下の①から⑰に該当する、就職が困難な人を継続労働者として雇い入れた事業主が対象。

①60歳以上の者 ②身体障がい者 ③知的障がい者 ④精神障がい者 ⑤母子家庭の母等 ⑥父子家庭の父 ⑦中国残留邦人等永住帰国者 ⑧北朝鮮帰国被害者等 ⑨認定駐留軍関係離職者 ⑩沖縄失業者休職手帳所持者 ⑪漁業離職者休職手帳所持者 ⑫手帳所持者である漁業離職者等 ⑬一般旅客定期航路事業等離職者休職手帳所持者 ⑭認定港湾運送事業離職者 ⑮ウクライナ避難民 ⑯補完的保護対象者 ⑰アイヌの人々

	短時間労働者以外	短時間労働者 (1週間の所定労働時間が 20時間以上30時間未満の者)
母子家庭の母等、父子家庭の父、 高齢者(60歳以上)など上記 ⑤から⑰までの人	60万円	40万円
身体障がいを持つ人、知的障がい を持つ人 (上記の②と③の人)	120万円	80万円
重度の障がいを持つ人、45歳以上 の障がいを持つ人、精神障がい を持つ人	240万円	80万円

就職氷河期世代安定雇用実現コース

就職氷河期に就職の機会を逸したことにより、正規雇用労働者としての就業が困難な1968年から1988年生まれの者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

支給額	助成対象期間
60万円	1年間(30万円×2回)

F 65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年引き上げ等を実施する事業主に支給されます。(一部を抜粋しました)

<定年を引き上げた、または定年の定めを廃止した場合>

	定年年齢65歳定年を引き上げ	定年年齢66歳～69歳を5歳未満引き上げ	定年年齢66歳～69歳を5歳以上引き上げ	定年年齢を70歳未満から70歳以上に引き上げ	定年の定めを廃止
60歳以上の被保険者が1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
60歳以上の被保険者が4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
60歳以上の被保険者が7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
60歳以上の被保険者が10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合>

	66歳～69歳	70歳未満から70歳以上
60歳以上の被保険者が1～3人	15万円	30万円
60歳以上の被保険者が4～6人	25万円	50万円
60歳以上の被保険者が7～9人	40万円	80万円
60歳以上の被保険者が10人以上	60万円	100万円

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上、かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用契約者に転換する事業主に支給されます。

該当する労働者1人当たり30万円

G キャリアアップ助成金

正社員化コース

有期契約労働者等を正社員化した事業主に支給されます。

	対象労働者1人あたりの支給額	対象労働者が母子家庭の母もしくは父子家庭の父の場合の支給額への加算額	派遣労働者を直接雇用した場合の支給額への加算額
有期契約から正規雇用への転換	80万円	9.5万円	28.5万円
無期雇用から正規雇用への転換	40万円	4.75万円	28.5万円

賃金規程等改定コース

有期雇用労働者の賃金を増額改定し昇給させた事業主に支給されます。

3%以上5%未満の増額	1人あたり5万円
5%以上の増額改定	1人あたり6.5万円

賃金規定共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者の賃金規程を、新たに共通のものに規定・適用した事業主に支給されます。

1事業所あたり60万円

賞与／退職金制度導入コース

有期雇用労働者等に対して賞与、退職金制度を新たに設けて適用させた事業主に支給されます。

1事業所あたり40万円
賞与と退職金制度を同時に新たに設けた場合は56.8万円

短時間労働者労働時間延長コース

雇用する短時間労働者に対して、新たに社会保険の被保険者となった際に賃金を上げる取り組みを行った、または短時間労働者の週の労働時間を4時間以上延長して社会保険の被保険者とした事業主に支給されます。

新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に賃金総額を手当支給、賃上げ、労働時間延長により賃金総額を増加させた場合	1年目、2年目40万円、3年目10万円
短時間労働者の所定労働時間を4時間以上延長して社会保険の被保険者要件を満たし、被保険者となった場合	30万円

II 労働条件等関係助成金

働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む事業主に支給されます。

以下の取り組みをいずれか1つ以上行ったうえで、成果目標を達成した場合

取り組み	成果目標
①労務管理担当者に対する研修 ②労働者に対する研修、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤人材確保に向けた取り組み ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 ⑦労働能率の増進に資する施設・機器などの導入・更新	①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入すること

助成額は以下の通りです。

上の表の右側の「成果目標①」達成時の助成上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働時間数等を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働時間数等を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	—

上の表の右側の「成果目標②」+ 達成時の上限額：25万円

上の表の右側の「成果目標③」+ 達成時の上限額：25万円

* このほかにも助成金・補助金はあります。また、助成・補助を得るためには条件等があります。

詳しくは厚生労働省のホームページ「雇用・労働分野の助成金のご案内(詳細版)」<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/koyouantei.html> ならびに「労働条件等助成金のご案内」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html を見るか、各地のハローワーク、労働局におたずねください。

インフォメーション 全改協からのお知らせ

全改協の加盟店3店が食流機構「優良経営食料品小売店等表彰」の審査対象になっています

(公財)食品等流通合理化促進機構(食流機構(*))が実施する「優良経営食料品小売店等表彰」の審査対象として、

- 神奈川県 小岩井牛乳横浜ミルクセンター
- 新潟県 かわだ商事株式会社
- 三重県 草河乳業

の3販売店が全改協から推薦されています。

この表彰事業は、「独創的な経営技術を駆使し、優れた経営成績を上げている全国の中小の食料品小売店等を発掘し表彰することにより、食料品小売事業者等の意欲の向上と食料品小売業界の発展に寄与すること」を目的とした、1977年(昭和52年)から続く歴史を持つものです。

全改協として、前年度の「牛乳販売店優良事例表彰事業」で表彰された牛乳販売店から食

- 流機構に推薦しており、これまでは2店推薦しておりましたが、今回は推薦数を3店としました。食流機構の調査票によって審査されます。審査は、店舗設備の工夫、販売促進の手法、人材教育の取組、コストの削減策などについて、業績、独創性、普遍性などを重視した経営ノウハウがあるかが審査されます。
- 審査結果は2月に決まります。
- 結果が公表されましたら、全改協だよりにてお知らせします。
- (*食品等流通合理化促進機構(食流機構):農林水産物・花きやそれらを原材料とする飲食料品の流通部門の構造改善を促進することを目的として平成3年に設立された指定法人。全改協会長も理事として参加している。設備投資等のリースに対して、利子の2/3相当額を食流機構が負担する「食品等流通合理化緊急対策事業」を実施しています。全改協事務局にて受け付けていますので、冷蔵庫や冷凍車等の導入時にはぜひご活用ください。)

お店の運営、従業員の雇用や契約をするにあたってご注意ください

その1 業務委託契約にした場合の持ち込み車両について

業務委託契約にした場合の持ち込み車両についてご注意ください。

普通車を持ち込み車両としている場合は緑ナンバー、軽自動車を持ち込み車両としている場合は黒ナンバーの、それぞれ事業用登録された車両であることが必要です。

業務委託契約により、持ち込車両を使って、「1本あたり〇〇円」や「1軒〇〇円」などの報

- 酬を受け取って配達業務を請負った場合は、その配達は営業行為となります。
- 営業行為として配達を行う場合には、事業用車両登録が必要です。
- なお、業務委託契約ではなく、雇用契約による従業員として配達を行う場合の車両は、白ナンバー、黄色ナンバーで問題ありません。

その2 「最低賃金」を守っていますか?

労働者が働くにあたっては、国が最低賃金法に定めた賃金の最低額以上の賃金が使用者によって支払われなければなりません。この基準「最低賃金」は、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」があり、地域によっては各種商品小売業の最低賃金が定められています。

(以下厚生労働省のホームページを元にしています)

設定している賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と、設定している最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1)時間給制の場合
 - 時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)
- (2)日給制の場合
 - 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
 - ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 ≥ 最低賃金額(日額)
- (3)月給制の場合
 - 月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

- (4)出来高払制その他の請負制によって賃金を定めている場合
 - 出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5)上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
 - 例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。
- ☆なお、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、最低賃金額、および効力発生日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

詳しくは 厚生労働省「必ずチェック!最低賃金」 <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/> で

その3 加盟店さまの中には、テレアポのパートさん等に対してシフト制を組んでいるところもあるかと思えます。シフト制で働く労働者の雇用管理のうえで、雇用主が留意すべき点が厚生労働省によってまとめられていますので紹介します。ご参考にしてください。

- 1.シフト制労働契約の締結にあたっての留意事項
 - (1)労働条件の明示
 - 労働契約の締結時に明示すべき労働条件
 - 契約期間、始業・終業時刻、休憩、休日、賃金の決定方法や支払時期、退職、昇給等、一般的に明示すべきと定められている事項。特にシフト制の場合には、「始業・就業時刻」、「休日」をはっきり明示する必要があります。
 - (2)定めておくことが望ましい事項
 - 前項のほかに、シフト制の場合、トラブル防止の観点から、シフトの作成・変更・設定についてルールを定めておくことが望ましいとされています。
 - (3)就業規則の作成
 - 労働基準法に基づき、常時10名以上の労働者を使用する場合は就業規則を

- 作成しておかなければなりません。
- 2.シフト制労働者を就労させる際の注意点
 - 以下の各点について注意する必要があります。
 - (1)労働時間、休憩 (2)年次有給休暇 (3)休業手当 (4)安全、健康確保
 - そのほか、「シフト制労働者の解雇や雇い止めについての注意点」、募集、待遇、保険等について定められています。詳しい内容は厚生労働省ホームページにまとめられていますのでぜひごらんください。
 - <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000870906.pdf>
 - (ゼロが5つ) ↑ ↑ (ゼロが3つ)




謹賀新年

本年もよろしくお願いたします



骨と腸を サポート

加齢に伴い低下する

骨密度

を維持

大腸の

腸内環境

を改善

食事に含まれる

ミネラル

(カルシウム・鉄・マグネシウム)
の吸収を促進



機能性表示食品 機能性関与成分:ビフィズス菌BB536、マルチビオン酸

●届出番号: H1141 ●届出表示: 本品にはビフィズス菌BB536とマルチビオン酸が含まれます。ビフィズス菌BB536は大腸の腸内環境を改善し、腸の調子を整える機能、マルチビオン酸は食事に含まれるミネラル(カルシウム・鉄・マグネシウム)の吸収を促進する機能や、加齢に伴い低下する骨密度を維持する機能が報告されています。●食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。●本品は、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。



(宅配用)
100g

森永乳業